

産業構造審議会保安分科会報告書 (平成25年3月29日)への対応状況 について

平成26年3月10日

経済産業省

商務流通保安グループ

高圧ガス保安室

産業構造審議会保安分科会報告書の概要(1／4)

- 近年における産業事故や保安管理義務違反の発生等を踏まえ、平成25年3月29日、企業・業界団体の自主的な取組み、政府の取組を含む産業構造審議会保安分科会の報告書を取りまとめ。

1. 産業事故の発生状況及び原因

- 石油や高圧ガスを大量に取り扱う石油コンビナートにおいては、最近10年間の事故件数は増加傾向。爆発・火災といった事象も10年前と比較すると増加。
- 高圧ガス関係の重大事故の主要要因の半数以上は、従業員の人為的ミス。
- 石油化学における3件の重大事故を見ると、非定常時のリスクアセスメントが不十分であること、作業員の危険予知能力の低下等による人材育成上の問題、過去の事故の教訓が活かされていない、といったことが見受けられる。

2. 企業の自主保安の取り組みの強化

- 事故の発生原因を踏まえた対応
 - －技術(運転、保守、設備等)の伝承のための指導者の確保、育成
 - －個々の従業員の役割、経験年数等に応じた教育訓練
 - －設備の老朽化対策
- 経営トップの保安に関する関与
 - －人材、設備への適切な資源配分と産業保安に対する取組についての公表
 - －保安業務に携わる従業員への顕彰
 - －第三者による保安レベルのチェック

産業構造審議会保安分科会報告書の概要(2/4)

2. 企業の自主保安の取り組みの強化(つづき)

○保安レベルのチェック手法の推奨

政府として、事業者の保安レベルをチェックする手法について審議会で評価・推奨

3. 業界団体による取組の推進

○業界共通の課題の対応

－事故による共通の教訓の抽出や共有等

○業界団体における産業保安に係る自主行動計画の策定、公表、フォローアップ、審議会等への報告

－政府として、取り組みが必要な業界団体に対して策定を要請

4. 政府による取組

(1) 基本的な姿勢

①事故原因究明及び再発防止策の徹底

－事故原因究明、再発防止策の策定、実施と周知

－極めて重大な事故については、事業者が策定した事故原因、再発防止策等の第三者機関による評価

－必要に応じ、規制の見直し

産業構造審議会保安分科会報告書の概要(3/4)

4. 政府による取組(つづき)

(1) 基本的な姿勢

②新たな保安技術の規制への取り込み

ー保安向上に有効な技術について、実証や専門家の検討を経て規制に導入

③自主保安の推進のための働きかけ

ー中小企業向け自主保安のひな形の提供等の支援

ー認定事業者の取り組み強化(審査要件の強化)

④関係機関の取り組みの推進

ー消防庁、厚労省等関係省庁との情報共有等連携の強化

(2) 高圧ガス製造者等に対する対策

①リスクアセスメントの実施

ー高圧ガスの取扱量が極めて多いコンビナート等の事業者のリスクアセスメントを強化

②人材育成

ー高圧ガスの取扱量が多い事業者に対し、危険予知能力の養成・向上を要求

ー政府として、人材育成のための教育プログラムの作成、講師データベースの構築を検討

③事故の調査・検証、情報の共有・活用

ー事故を発生させた企業の事故調査報告書の検証、当該事故の原因や事故の教訓等の明確化・共有を行うための、第3者機関の委員会を設置

産業構造審議会保安分科会報告書の概要(4/4)

4. 政府による取組(つづき)

(3) 認定制度の改善

①法で要求する認定要件の見直し

1) リスクアセスメントの強化

－網羅的なリスクアセスメント及びリスクアセスメント結果を活用した保安管理活動等

2) 人材の育成

－危険を予知する能力の低下等に対応した教育訓練の実施及び効果の検証等

3) 保安管理体制の強化

－検査における不正を防止するための検査体制の強化

②認定要件の確認手続の強化

1) 認定事業者としての適性を確認する事前調査の実施体制の強化

－形式要件のみではなく、実効性も確認

2) 認定期間中の任意の時点での立入検査の実施

－立入検査の実施体制の強化

③認定期間を含めた制度の見直しの検討

1) 現行の認定期間(5年間)が適切な期間であるかの検証の実施

企業・業界団体による取組の推進

- 産業構造審議会報告書の提言を踏まえ、企業・業界団体及び政府として講ずべき対策を検討。

【提言の内容】

○業界共通の課題への対応

―事故による共通の教訓の抽出や共有等

○業界団体における産業保安に係る行動計画の策定、公表、フォローアップ、審議会等への報告

―政府として、取り組みが必要な業界団体に対して策定を要請



【具体的な対応策】

- ✓ 昨年4月、当省から石油化学工業協会、石油連盟に対し、行動計画の策定を要請
- ✓ 昨年夏、両団体は、自主行動計画を策定し、団体HP等で公表
- ✓ 今後も、フォローアップの実施及び当該結果の審議会への報告を求めている

政府としての取組(1／11)
(高圧ガス製造者等に対する対策)

【提言の内容】

- 新たな保安技術の規制への取り込み
 - －保安向上に有効な技術について、実証や専門家の検討を経て規制に導入



【具体的な対応策】

- ✓ 業界から要望が提出された、樹脂等を活用した新たな補修技術について、当省の調査事業において、適用条件等の調査研究を実施している(今後も、新たな要望等があれば継続して検討を実施)
- ✓ 今後、当該結果を踏まえ、安全性等を確認した上で、規制の見直しの可否の検討を実施

政府としての取組(2/11)
(高圧ガス製造者等に対する対策)

【提言の内容】

○リスクアセスメントの実施

- －高圧ガスの取扱量が極めて多いコンビナート等の事業者に対するリスクアセスメントを強化



【具体的な対応策】

- ✓ 高圧ガスの取扱量が極めて多いコンビナート等の事業者（コンビナート等保安規則（コンビ則）適用事業者）に対しては、コンビ則第22条において、施設の新設、変更する場合のリスクアセスメントを実施することを危害予防規程に規定するよう要求している
- ⇒ 現行の規定内容に加え、今後、非定常時、運転方法等の変更時におけるリスクアセスメントを要求する（当該危害予防規程に定めるべき事項の改正）

政府としての取組対策(3/11) (高圧ガス製造者等に対する対策)

【提言の内容】

○人材育成

- －高圧ガスの取扱量が多い事業者に対し、危険予知能力の養成・向上を要求



【具体的な対応策】

- ✓ 高圧ガスの取扱量が多い事業者（第一種製造者）に対しては、高圧ガス保安法第27条において、保安教育計画を定めるよう要求している
 - ⇒ 当該計画に危険予知能力を養成・向上するための教育訓練の実施を追加（高圧ガス保安協会が保安教育計画の指針を策定しており、今後改正予定）
- ✓ 第一種製造者又は第二種製造者に対しては、高圧ガス保安法第27条の2及び第27条の3において、保安企画推進員、保安主任者及び保安係員に高圧ガス保安協会等が行う講習を受講するよう要求している
 - ⇒ 高圧ガス保安協会が行う講習において、重大事故等を題材とした原因究明や教訓を自ら導き出すための討論型講習を実施（現在、試行的に実施）

政府としての取組対策(4／11)
(高圧ガス製造者等に対する対策)

【提言の内容】

○人材育成

- －政府として、人材育成のための教育プログラムの作成、講師データベースの構築を検討



【具体的な対応策】

- ✓ 具体的な実用事例を基にした、リスクアセスメントの実施方法や留意点等をまとめた人材育成のためのリスクアセスメントの教材作成、講師データベースの構築を図るため、平成26年度から調査研究を実施

政府としての取組対策(5／11)
(高圧ガス製造者等に対する対策)

【提言の内容】

○事故の調査・検証、情報の共有・活用

一事故を発生させた企業の事故調査報告書の検証、当該事故の原因や事故の教訓等の明確化・共有を行うための、第3者機関の委員会を設置。



【具体的な対応策】

✓ 高圧ガス保安協会に、事故の分析や企業の事故調査報告書の検証等を行うための委員会を設置済み

政府としての取組対策(6／11)
(認定制度の改善)

【提言の内容】

○法で要求する認定要件の見直し

1)リスクアセスメントの強化

－網羅的なリスクアセスメント及びリスクアセスメント結果を活用した保安管理活動等



【具体的な対応策】

✓ 認定検査実施者告示第6条において、製造工程、設備、運転等におけるリスクアセスメントに係る手順を確立し維持するよう要求している

⇒ 認定事業者に対し、非定常時、運転方法等の変更時におけるリスクアセスメントを要求するため、今後、リスクアセスメントの定義を内規に記載

政府としての取組対策(7／11)
(認定制度の改善)

【提言の内容】

○法で要求する認定要件の見直し

2)人材の育成

－危険を予知する能力の低下等に対応した教育訓練の実施及び効果の検証等



【具体的な対応策】

✓ 認定検査実施者告示第11条において、保安全管理活動を行う全ての就業者に教育訓練を実施するよう要求している

⇒ 認定事業者に対し、危険予知能力を養成・向上するための教育訓練の実施を要求するため、今後、当該告示を改正

政府としての取組対策(8／11)
(認定制度の改善)

【提言の内容】

○法で要求する認定要件の見直し

3) 保安管理体制の強化

－ 検査における不正を防止するための検査体制の強化



【具体的な対応策】

✓ 認定事業者の体制を規定しているコンビ則第4 1条（別表第5、第6）及び第4 3条（別表第7、第8）等において、完成検査及び保安検査を適切に実施することを要求している

⇒ 認定事業者に対し、完成・保安検査が適切に実施されるよう要求するため、チェック体制の強化を図る（例えば、設備の保全とその検査を別の担当者とするなど）ことを、今後、内規に記載

政府としての取組対策(9／11)
(認定制度の改善)

【提言の内容】

○認定要件の確認手続の強化

- 1) 認定事業者としての適性を確認する事前調査の実施体制の強化
－形式要件のみではなく、実効性も確認



【具体的な対応策】

- ✓ 高圧ガス保安協会は、事業者が認定事業者として適切かを確認する事前調査を実施している
⇒ 重大事故等の原因と考えられるリスクアセスメントや人材育成等の重点課題について事前調査の審査項目に追加し実効性を確認するとともに、企業の保安管理経験者を調査メンバーに加える等、体制を強化

政府としての取組対策(10/11) (認定制度の改善)

【提言の内容】

- 認定要件の確認手続の強化
- 2)認定期間中の任意の時点での立入検査の実施
 - －立入検査の実施体制の強化



【具体的な対応策】

- ✓ 認定期間(5年間)の中間年において、法で要求する認定要件の適合状況を立入検査で確認している
- ⇒ 従来の認定要件の適合状況に係る確認に加え、近年の重大事故等の原因との関連でリスクアセスメント、人材育成、設備保全、資源配分の実施状況、経営トップの保安に係る意向表明の取組状況等について重点的に確認するとともに、事故や保安管理義務違反を発生させた事業者に対しては、その再発防止策の取組状況についても確認する
- ⇒ 設備保全、運転管理、保安管理に精通する者(例えば企業、都道府県における保安業務経験者のOB等)を当省の臨時職員として雇用し、検査員として立入検査に参加してもらうことにより、検査体制を強化する(上記2点については、今年度の立入検査より実施)

政府としての取組対策(11／11)
(認定制度の改善)

【提言の内容】

○認定期間を含めた制度の見直しの検討

1) 現行の認定期間(5年間)が適切な期間であるかの検証の実施



【具体的な対応策】

- ✓ 欧米における、我が国の認定制度と類似の制度について、当省の調査事業において本年度調査研究を実施している
- ✓ 今後、当該結果を踏まえ、認定期間を含めた制度改善の検討を実施